

## 再考：明治4年の銀行論争\*

鹿野 嘉 昭

### 要旨

本稿は、明治4年の銀行論争と称される、ともに大蔵官僚であった伊藤博文と吉田清成との間で交わされた銀行のあり方をめぐる政策論議について再検討することを目的とする。その結果、伊藤が自説を曲げずにアメリカ流の国法銀行制度の導入を強く主張したため、伊藤案が採用されたとする通説とは異なる、次のような知見を導くことができた。すなわち、伊藤と吉田との論争は吉田が明治4年4月2日付の伊藤宛公書執筆に参加したことを契機に始まった。伊藤が自らの主張に固執したのは三井金券銀行の設立許可が取り消されるまでであり、その後、とくに目立った動きはみられない。銀行論争はむしろ、吉田がイギリス流の100%正貨兌換を強く主張したために長引いたのである。最終的には、高率での正貨兌換の実質的な確保、大蔵少輔への昇進という井上馨による提案を受け入れて吉田が折れたため、10月末までに資本金の4割は正金で払い込むことで決着した。

### 1 はじめに

明治5年11月の国立銀行条例の公布を得て、ここにわが国における近代銀行制度の礎が築かれた。実際、国立銀行は民間が出資・経営する株式会社組織の金融機関として位置づけられ、預金・貸出の取扱いに加えて、法貨と同様の決済手段として流通する兌換銀行券を発行することが認められた。兌換銀行券の発行に際しては資本金の6割に相当する金額の太政官札を大蔵省に納付し、その代わりに交付される国債（金札引換国債）を受け取った後、それを再び大蔵省に納付して同額の銀行券を受け取る一方で、資本金の4割を正金で払い込み、これを銀行券の兌換準備に充てることを基本的な仕組みとしていた。

こうした銀行券発行に関する独特の仕組みを持つ国立銀行の創設に際しては明治4年、ともに大蔵官僚であった伊藤博文と吉田清成との間で銀行制度のあり方をめぐって激しい論争があったことが知られている。このうち伊藤は長州出身の政治家で、初代総理大臣を務めた明治の元勳の一人。当時は大蔵官僚として貨幣・金融制度の整備に奔走していた。一方、吉田は薩摩出身の官僚で主と

\* 本稿は2017年度日本金融学会春季大会（於：早稲田大学）、地方金融史研究会および貨幣史研究会での報告論文を加筆修正したものである。学会や研究会での報告に際しては指定討論者である霧見誠良氏をはじめとして多数の方々から有益なコメントや批判を頂戴したことを記して感謝の念を表すことにしたい。また、匿名のレフェリー2名からも有益なコメントを頂戴したことを感謝したい。いうまでもなく、ありうべき誤解や誤りは著者の責に属する。

して外交畑で活躍し、最終的には枢密顧問官を務めた。語学力やアメリカの銀行・保険会社での勤務経験を買われて明治4年2月に大蔵省に出仕した。

この明治4年の銀行論争と呼ばれる論争については同年10月末までに大蔵大輔の職にあった井上馨が断を下し、伊藤が提案したアメリカ流の国法銀行制度<sup>1)</sup>を範とした国立銀行制度が導入されることになった。吉田が提案したのはイギリス流の正金銀行であり、近代銀行制度のあり方をめぐり伊藤と吉田との間の論争について大蔵省編纂の『明治財政史』および『貨政考要』は次のように述べている。

此ノ銀行條例制定ニ就キテハ政府内可否ノ議論甚タ囂シク即チ一ハ伊藤博文ノ議ヲ贊シ米制ヲ以テ紙幣銷却ノ最良法ト爲シ他ハ即チ之ヲ否トシテ英制「ゴールド、バンク」ノ組織ニ據リテ兌換制度ヲ主張シ紙幣銀行ハ我カ國情ニ適セス且ツ到底之ヲ以テ紙幣銷却ノ目的ヲ達スルニ足ラス反テ中道ニシテ蹉躓シ新ニ一種ノ不換紙幣ヲ生スルニ至ルヘシト爲シ明治四年八九月ノ頃迄辨難最モ熾ナリシカ遂ニ同年十一月ニ及ヒ国立銀行論者ハ其主張ニ係ル紙幣兌換主義ヲ改メテ正貨兌換ト爲スコトヲ諾シ又金券銀行論者ハ公債證書ヲ抵當トシテ銀行紙幣ヲ發行スル計畫ニ對スル攻撃ヲ控ヘ即チ共ニ一歩ヲ反對論者ニ譲リテ兩者ノ議漸ク調和スルコトヲ得タリ<sup>2)</sup>

国立銀行ノ儀ニ關シテハ政府ノ議論可否紛々タリ、(略)、一時「ゴールドバンク」(金券銀行)ト「ナショナルバンク」(国立銀行)ト何レカ優ニ何レカ劣ナルヤノ論財政家中ニ決セサリキ、而テ伊藤博文ハ斷乎トシテ其說ヲ取り動かサリキ<sup>3)</sup>

このような論争を経て創設された国立銀行制度は、アメリカの国法銀行制度の法貨兌換規定(金銀貨および政府紙幣との兌換)とイギリス流の正貨兌換とを折衷して資本金の4割を正金で払い込み、これを銀行券の兌換準備に充てるところに特色があった。ちなみに、国法銀行制度では、連邦政府が南北戦争時代に戦費調達のために大量発行した不換政府紙幣の不胎化が狙いとされていた。この目的を達成するべく、国法銀行は政府紙幣により取得した公債證書を発行準備として全州にて通用する銀行券を同額だけ発行することができた。

国法銀行が発行する銀行券は、金銀貨に加え政府紙幣とも兌換されるため、正貨兌換とはいえない。この点を捉えて国法銀行は紙幣銀行、国法銀行券は紙幣兌換と認識されていた。大隈重信や井上馨など大蔵省幹部においても、新たに発行される銀行券を紙幣兌換とすることにはなお抵抗感があった。そのため、資本金の一部を正貨で払い込むことを義務づけ、当該正貨を兌換準備にすることで折り合いがつけられた。その結果、国立銀行制度においては、先に述べたようなやや複雑な銀行券の発行制度が構築されることになったのである。

その一方で、先に掲げた『明治財政史』や『貨政考要』の一節は銀行論争があったことを指摘するにとどまる。実際、伊藤博文と吉田清成が銀行制度のあり方をめぐっていつ頃からどのように対立していたのか、井上馨がどのような観点から裁定を下したのか、といった点に関する具体的な言及はみられない。加えて、明治初期の銀行史に関する研究も、管見の限り、そうした疑問に明確な回答を示すまでには至っていない。現在のところ、伊藤・吉田論争がどのような形で始まり、決着したのかには触れないまま、伊藤が自説に固執したため、井上が国法銀行制度を軸として当該銀行

1) 国法銀行制度のあり方を規定する法律は正式には「合衆国証券を引き当てとする全国的通貨を供給し、その流通および償還に備えるための法律」(1863年2月制定、翌年6月改正)といい、「全国通貨法(National Currency Act)」と略される。

2) 明治財政史編纂會編(1972b)、27~28頁。

3) 大内・土屋編(1964)、417頁。

が発行する銀行券に正金兌換を課すという折衷案を提示して妥協を図ったという捉え方が通説として受け入れられているのである。

このような研究動向を踏まえ、本稿では、明治4年の銀行論争を振り返り、国立銀行制度の創設をめぐる経緯や背景について改めて検討することにした。以下、第2節において問題の所在を明らかにするとともに先行研究を展望した後、第3節では本稿での検証課題を提示する。次いで、第4節から第6節では、これらの課題に対する検討結果を述べる。最後に第7節では、本稿での議論を要約した後、残された課題を提示する。

## 2 問題の所在、銀行論争の経緯と先行研究の展望

### 2.1 問題の所在と銀行論争をめぐる経緯

明治初年当時の日本が直面した最大の政策課題は富国強兵であり、その達成を図るべく殖産興業の促進と貿易の伸長が目指された。事実、政府は明治2年6月以降、内外商業の振興などを狙いとする通商司の下部組織として半官半民の通商会社と為替会社を各地の富豪の協力を得て3都5港に設立した。通商会社は内外商業の振興に携わることを、為替会社は通商会社への資金供給を媒介として商業、生産、金融の円滑化を図ることを目的としていた。そして、為替会社には、為替会社札と称される兌換紙幣を発行できる特権が付与された。こうした点を捉えて為替会社は、「我国銀行の嚆矢」と称されることが多い。

しかし、この通商司を基軸とする産業振興策は所期の目的を達成することはできなかった。実際、明治3年半ばになると、兌換準備規制の強化を1つの契機として為替会社による貸付金高が弱含みに転じるなど、その金融機能に陰りがみえるようになった。そうしたなか、為替会社に代わって「金融ノ杜塞ヲ疎通シ商估ヲ誘掖指導」する「商業上ノ金融機關ヲ具フル」ことが再び経済面での重要課題として浮上するようになったのである。

加えて、その当時、政府には太政官札という不換政府紙幣の銷却処分に道筋をつけることが求められていた。明治元年5月から2年7月にかけて発行された太政官札はわずか1年3か月で4,800万両、当時の金銀銅貨の流通高の3分の1にも達するというように過剰発行され、その結果、2年3月には流通価値が額面金額の4～6割にまで下落した。政府は事態の抜本的な改善を目指して同年5月、3年後の5年中には太政官札を正貨と兌換される新紙幣と交換し、交換未済分については6分利付公債に転換する旨公表した。この交換期限が迫るなか、政府では太政官札の銷却処分にかかわる施策の策定が喫緊の課題となっていた。そうした状況下、大蔵少輔の伊藤博文は明治3年10月28日、金融の円滑化および太政官札の銷却処分という2つの重要な問題への処方箋を得ることを狙いとしてアメリカに赴き、貨幣制度、公債制度および銀行制度のあり方についての調査研究を行うことを建議した。この建議は直ちに裁可され、閏10月3日、伊藤はアメリカ出張を命じられたのであった。

伊藤博文は明治3年11月2日に横浜を発ち、12月10日に首都ワシントン D.C.に到着するや否や、渡米建議に掲げた項目に関する調査研究に着手した。そうしたなか、南北戦争時に増発された政府紙幣の不胎化を狙いとして創設された国法銀行制度を日本に導入すれば太政官札の処分問題にも目的が立つと考え、同月29日、岩倉大納言、伊達大蔵卿、大隈参議等に宛てて建議書を送った。この建議のなかで伊藤は2つの施策を提案した。すなわち、第1には徳川幕府が幕末に欧米諸国との間で約束したわが国貨幣制度の整備ないし近代化を図るに際しては金本位制を採用すること、第2には殖産興業を推進するうえで必要とされる貨幣の安定供給を図るべく、アメリカの国法銀行制度を範とした銀行制度を導入することを提案したのであった。とくに第2の施策に関し、伊藤は「新紙

幣の發行法」という項を立て、次のとおり論じた。<sup>4)</sup>

米國紙幣發行法は既に其大要を見聞いたし、概略を承知仕候得ども、其取扱振の明細に至り候ては、いまだ之を悉識不致候。然れ共姑く目撃する所を論ずるに、米國に於て取建候ナショナルバンク（紙幣條例に遵て取建たる會社なり）に至りては實に萬國無比の良法にて、實地施行の際其弊害を豫防し、之を我邦に採用仕候はゞ、將來富國の基本とも相成可申候。一體米國に於て發行の紙幣に二種あり。

會計局より發行の紙幣

ナショナルバンクより發行の紙幣（會社の紙幣）

會計局より發行の紙幣は、此國內亂戰爭の際、國用に乏しきより、一時の窮を救ふ爲、政府にて發行せるものなり。

ナショナルバンクより發行の紙幣は、紙幣條例にも盡したる通り、國債證書を大藏省（會計局）へ引當として預り置、許可を以て發行爲致たる手形也。右二種の紙幣通用に至りては更に異同無之候。今我邦新紙幣發行の法を定むるの時、此二種とも採用可致歟。或は會社の紙幣法而已を採用可致歟は、我國大藏省中財用の實耗に關涉する事なり。勿論政府發行の紙幣を全く廢棄する事を得ば無此上幸福なれども、目今の景況にては迎も實地に行ひ難き義に可有之候。

すなわち、伊藤博文は、アメリカのナショナルバンクつまり国法銀行制度を「万国無比の良法」と高く評価するとともに、わが国においても同制度を範として紙幣發行の特権を付与された銀行の設立を許可するとともに同行に国債を引き当てとした銀行券の發行を認めれば、太政官札の銷却処分および金融の疎通という2つの政策課題を同時に達成できるとして、貨幣發行会社の創設を建議したのであった。この建議で示された貨幣發行会社構想は通常、紙幣会社構想ないし紙幣銀行構想と呼ばれる。

伊藤博文の建議は明治4年2月29日に大藏省に届いた。この建議において提唱された紙幣会社構想の採用可否に関する判断は、大隈重信などの大藏省首脳が伊藤の建議した金本位制の採用問題に忙殺されていたこともあって、先送りされた。伊藤は5月9日にアメリカ出張を終えて帰国したが、彼には造幣局事務が委ねられ、大阪への長期出張が重なったこともあって東京で落ち着いたのは8月末以降になってからのことであった。そうした事情もあって、伊藤が建議した紙幣会社構想は8月末までの間、ほぼ店ざらしの状態にあった。

この間、明治4年5月以降、新たな銀行設立をめぐる動きが別の形で活発化した。すなわち、大藏省では新貨條例に基づく新貨幣の鑄造に際し必要となる地金の回収業務を三井八郎右衛門および三井次郎右衛門に委ねることとし、6月15日、兩名に新貨幣為換方の辞令を交付するとともに、「真成之銀行」の設立を慫慂した。これを受けて三井組は翌7月、イギリスのバンクオブイングランドを模した發券銀行（三井金券銀行）を設立したいという趣旨の新貨幣銀行願書を大藏省宛に提出し、7月29日に裁可されたのである。

ここにおいてイギリス流の正金銀行ないし金券銀行が選択される一方で、伊藤博文が建議した紙幣会社構想は棄却されることになり、新たに設立される銀行制度のありようについては決着がついたようにみえた。しかし、三井組に下された銀行設立許可は1か月余を経た9月2日になって突然、取り消された。その後、わが国の銀行制度を新たに構築するに際しアメリカの国法銀行制度あるいはイギリスの正金銀行のいずれを範とすべきかをめぐって、大藏省内において激しい論争が展開されることになったとされている。この論争はのちに明治4年の銀行論争と称され、同年10月末にア

4) 春嶽公追頌會編（1940）、525～526頁。

表1 明治4年の銀行論争にかかわる事実の推移

年 月 日	事 項
明治3年10月28日	伊藤博文、米国金融制度の調査研究のための渡航を建議
12月10日	同、米国ワシントンD.C.に到着、調査研究を開始
12月29日	同、「新紙幣の発行法」として、国法銀行制度を範とした銀行制度の創設を建議（大蔵省には4年2月29日に到着）
明治4年1月2日	大隈重信参議、バンクオブジャパン構想を渡米中の伊藤博文に伝達
2月11日	吉田清成、大蔵省御用掛に任用される
2月30日	大蔵省、伊藤博文宛に「帰国後に協議したい」旨返信
4月1日	同、伊藤博文に早期帰国を要請
4月2日	伊達大蔵卿、伊藤提案は最善の銀行制度とは考えられないと書簡にて伊藤博文に連絡
5月9日	伊藤博文帰国、大阪に長期出張
5月10日	新貨条例公布（両から円へ、銀本位制から金本位制へ）
6月15日	大蔵省、三井組に「真成之銀行」設立にかかわる廉書を渡す
7月29日	同、三井金券銀行の設立を許可
8月29日	伊藤博文、大阪出張から帰任
9月2日	大蔵省、三井金券銀行の設立許可を取り消し
9月20日	伊藤博文、工部大輔を拝命
10月18日	吉田清成、大蔵少輔に昇格
10月末	大蔵大輔井上馨、伊藤提案に基づき銀行制度を整備することを決定
11月	同、銀行条例案の策定を渋沢栄一に指示

アメリカの国法銀行制度を範として国立銀行制度を構築することで決着し、条例の策定作業が始まった。以上が明治4年の銀行論争の経緯であり、そうした動きを年表の形で取りまとめたのが表1である。

## 2.2 先行研究の展望

明治4年の銀行論争は学界においても多くの関心を集め、菅野和太郎氏（菅野（1930））、加藤俊彦氏（加藤（1957））、田中生夫氏（田中（1964））、中村尚美氏（中村（1968））、高垣寅次郎氏（高垣（1970））および岡田俊平氏（岡田（1975））による研究など、数多くの研究が公表されている。もっとも、伊藤博文と吉田清成との論争そのものを真正面から取り上げてその実態を明らかにしようとするものは比較的少なく、管見の限り、田中生夫氏および高垣寅次郎氏による研究にとどまる。両氏の議論に対する反論もとくになく、現在では田中氏の所論が明治4年の銀行論争に関する通説として受け入れられている。それゆえ、ここでは両氏の研究を簡単に紹介する。

田中生夫氏は、本稿の冒頭に掲げた『明治財政史』の一節は「一応の説明に過ぎず」、当時の日本経済が直面した貨幣金融にかかわる諸問題との関連において伊藤博文、吉田清成の両人がどの問題に重点を置き、どのような手段を用いて解決を図ろうとしていたのかを座標軸として国立銀行制度の創設の経緯や意義を検討する必要があると主張する。実際、田中氏は、銀行論争は次のとおり2段階に分けて展開されたとする。

すなわち、論争の第1段階は伊藤博文の紙幣会社構想と大隈重信・井上馨のバンクオブジャパン構想との対立であり、明治3年末から4年5月までが相当する。この時期、渡米中の伊藤は、日本においてもアメリカの国法銀行制度を範として銀行券の発行権限を付与された紙幣会社を設立すべきという建議を3年末に提出した。その一方で、大蔵省にて執務していた大隈・井上は、当時の日本において広く普及していた欧州流の考え方にに基づき、兌換銀行券を発行する金券銀行、つまり

バンクオブジャパンの設立を構想していた。大隈らは4年1月2日付書簡により、この考え方を渡米中の伊藤に伝えた。こうした銀行構想の相違を強調するべく田中氏は、伊藤と大隈・井上との関係を「対立」という言葉で表している。

第2段階では、明治4年7月29日に裁可された三井金庫銀行の設立許可を契機に銀行制度のありように関する大蔵省内での意見対立が表面化するとともに論争が本格化し、同銀行の設立許可取消を経てアメリカの国法銀行制度を範とした銀行制度の導入が決定された。4年5月から11月までがこの時期に相当する。実際、8月末から9月初めにかけて大蔵省が三井組に与えた銀行設立許可を伊藤博文が覆し、次いで政府は紙幣会社構想を軸として銀行制度を整備することを決定した。しかし、銀行券の兌換制度の詳細については決まっていなかった。そのため、吉田清成を中心に金券銀行派が巻き返し、最終的には資本金の4割を正貨で払い込み、これを兌換準備とすることで決着し、論争は終了したとされる。

こうした展開状況を踏まえ、田中生夫氏は「いわゆる伊藤・吉田論争が明治4年の初頭以来大蔵官僚の間で行われた銀行論争の最後の局面にほかならぬ<sup>5)</sup>」と結論づけている。銀行論争を裁定したのは大蔵大輔の職にあった井上馨であり、伊藤構想の紙幣兌換を正金兌換に改めることで正金銀行構想と折り合いをつけたとされる。そうした妥協案が採用された背景に関し田中氏は、大隈重信や井上が政府の財政・会計を重視していたのに対し、伊藤は民間の産業発展をも意図していたと主張する。しかし、その根拠は具体的に示されていない。

これに対し、高垣寅次郎氏は、次のとおり田中生夫氏とは異なる議論を展開している。<sup>6)</sup> すなわち、第1に、大蔵省が明治4年2月30日に発出した伊藤博文への御用状は、伊藤が建議した紙幣銀行構想をどのように取り扱うべきかに関し結論に到達しかねて、今後さらなる検討が必要であることを述べたものと理解するべきである。それゆえ、伊藤には審議熟案のため早期の帰国を促したと考えられる。第2に、伊藤は5月に帰国した後も自説を主張した。一方、反対論者は、紙幣銀行は日本の国情には適せず紙幣銷却処分という目的は達成できない。金券銀行の組織にならった銀行制度を採用するべきと主張したため、ここにおいて論争が本格化した。第3に、6月初旬に至り大隈重信ら大蔵省首脳が賛成に転じ、省議は伊藤説に傾いたようである。高垣氏の見解は傾聴に値するが、銀行論争の初期を論じるにとどまっていることもあって、これまでのところ、言及されることは少ない。

この間、明治4年の銀行論争自体、大蔵省内での政策論議という性格を反映して論争の内容を具体的に示す文献資料は残っていない。この点に関連して高垣寅次郎氏は、伊藤博文および吉田清成に関連する各種の文献や渋沢栄一、井上馨など国立銀行制度の創設にかかわった諸氏の回顧録等を渉猟のうえ、伊藤の「主張の方法や形式を具体的に示す資料を見出しえない」「吉田もその地位から見て論議に参加しえたはずであるが、資料は何も残されていない<sup>7)</sup>」と結論づけている。事実、吉田清成関係文書研究会編により『吉田清成関係文書』全6巻が近年公刊されたのを受け、吉田の銀行制度にかかわる考え方を示す文献を探したが新たに見出すことはできなかった。そうしたなか、田中生夫氏による所論がこの論争に関する通説として広く受け入れられていることができる。

5) 田中(1964), 240頁。

6) 高垣(1970), 122~125頁。

7) 高垣(1970), 114頁および117頁。

### 3 本稿での検証課題

しかし、田中生夫氏による研究ですべての課題に解答が提出されたとは断言できない。実際、いくつかの論点に関してはなお検討すべき余地が残っているように窺える。加えて、明治4年の銀行論争に関する通説も、高垣寅次郎氏および田中氏の所論を比較すれば明らかのように、伊藤博文が自説を曲げなかったことを除けば、微妙に異なる。その一方で、新たな文献資料は見出しえない。それゆえ、本稿では、文献資料を改めて読み直すことにより次に掲げる5つの課題を検証し、この論争の意義や実態について再検討することにしたい。

すなわち、第1に、論争の第1段階では大隈重信、井上馨と伊藤博文は銀行制度のあり方をめぐって対立していたとされるが、本当にそうなのだろうか。彼らが互いに対立していたのであれば、伊藤をアメリカに派遣する必然性がなくなるなど、矛盾が生じるからである。

第2に、伊藤博文の渡米からわずか2か月後の明治4年1月2日にバンクオブジャパン構想に触れた書簡をなぜ大隈重信らは伊藤宛に送ったのだろうか。彼らは大蔵省という職場において一緒に執務しており、その中で互いの意見については十分理解しあっていたはずである。それにもかかわらず、大隈らが自らの所見を改めて伝達したことには、何か別の意味が込められていたと考えられないだろうか。

第3に、明治4年8月末、長期出張を終えて東京に戻った伊藤博文は、どういうことを根拠として大蔵卿の大久保利通や大蔵大輔の井上馨に三井金庫銀行の設立許可取消しを迫ったのだろうか。彼らはなぜ伊藤の意見を受け入れて設立許可を取り消し、アメリカ流の銀行制度の創設を決定したのだろうか。これは明治4年の銀行論争を理解・評価するうえでの重要な論点であるが、これまでのところ、説得力に富む解答は得られていない。

第4に、伊藤博文と吉田清成とは明治4年の銀行論争上、どの局面でどういった論点を中心に議論を交わしていたのだろうか。彼らが志向する銀行制度がそれぞれ紙幣銀行、正金銀行と異なっていたことが強調される一方で、いつ頃、どのような論点をめぐって対立していたのかについて具体的に言及されないまま論争があったとされているのである。

第5に、明治4年9月の三井金庫銀行の設立許可取り消し後、井上馨が伊藤博文の提唱した紙幣銀行構想の採択に舵を切った根拠が必ずしも明らかになっていない。加えて、ともに自説に固執していた伊藤と吉田清成は資本金の4割を正金で払い込み、これを銀行券の兌換準備に充てるという井上の折衷案になぜ同意したのだろうか。

以下、これら5つの課題について順次、検証することにした。

## 4 伊藤博文と大蔵省首脳とは本当に対立していたのだろうか

### 4.1 大蔵省首脳からの伊藤博文宛書簡の意味するところ

最初の検証課題は、伊藤博文と大蔵省首脳とは紙幣銀行構想をめぐって本当に意見対立していたのか否かである。この問題に対し田中生夫氏は、伊藤の渡米中、大蔵省ではイギリスに範を求めたバンクオブジャパンという金券銀行ないし正金銀行制度の導入が検討されており、これこそが後に吉田清成が提唱した金券銀行の原型にほかならないとみなして、伊藤と大蔵省首脳とは意見対立していたと主張する。<sup>8)</sup> そうした捉え方の根拠の1つとなったのは、次に掲げる明治4年1月2日付の参議兼大蔵大輔の大隈重信と大蔵少輔の井上馨が伊藤宛に発出した書簡である。<sup>9)</sup>

8) 田中（1964）、230～232頁。

9) 日本史籍協會編（1970）、353～354頁。

新楮幣ニ五ヶ年間引換ナシト書記有之候様子然ルニ在來楮幣凡五千萬圓此新楮幣ヲ以テ一應引換ル策ノ由然ルニ新貨ハ人民信用シ從テ人ノ好ミニ應シ新楮ハ又引換モ五ヶ年ハナクシテ信用モ薄ク相成ハ必然ト思フ故ニ在來楮幣ヲ當年中不殘壹兩以上ノ分千兩已上ノ國債ニシテ通用セシメ來年中八朱楮幣三年中ハ利息ナシ來々年ヨリ五分（六分の誤り，筆者注）利足ヲ拂ヒ從テ此國債ハ別物ニシ官職并是迄先無地子ノ地へ地稅ヲ相懸ケ凡テ祿稅法杯ヲ起セハ一種拂歸ノ目的ハ凡二十ヶ年位ニテ不殘拂返スノ目的アリ尤二分以下ノ小楮幣ハ新楮幣ノ五十錢以下ヲ以テ引換遣ス時ハ只人民モ小通用爲便宜異論モ少ク却テ在來楮幣モ速ニ内地ヲ引揚ルノ策容易ナランカ且新楮一圓以上ノ分ハ却テ三井ノ如ク大家ニバンクヲフジヤツパントナシ又政府ヨリモ利足ヲ安ク貸下置引換付ニテ發行セシメハ新金銀ソブシジャーレーコーインヲ賣出スニモ餘程都合ヨキカト相考ヘ候

確かに、この書簡ではバンクオブジャパン構想に言及している。ただし、太政官札（在來楮幣、約5,000万円）との引換えが予定されている新紙幣（新楮幣）の發行方法としてのバンクオブジャパンであり、新たな銀行制度としては構想されていない。つまり、太政官札との交換で發行される新紙幣については当初5年間、正金引換えを行わない方向で検討されているようであるが、その場合、人民の新紙幣への信用は薄くなって流通価値の低下が見込まれる。事態を打開するには、1両以上の太政官札は6分利付國債に引き換えた後、官職や無稅地への課稅等により徴収した正貨を支払原資として約20年で償却するといった方策がありうる。國債との引換えを希望しない者には新紙幣との交換に応じるが、新紙幣は新貨幣（金貨）引換えとするとともに三井家などの富豪により政府支援の下でバンクオブジャパンを設立させ、その發行に従事させるのが望ましいとされたのである。

というのも、明治3～4年当時、政府には巨額の太政官札を正貨に交換しうるだけの財政余力がないなか、太政官札を予定どおり正貨兌換の新紙幣に引き換えるには、民間部門が保有する金貨を利用する術しか残されていなかったからである。それゆえ、富豪に兌換紙幣を發行する銀行の設立を求めるとするのは当然の帰結と考えられる。事実、明治2年に殖産興業資金の供給機関として設立された為替会社は各地の富豪が拠出した資金でもって日本で初めての兌換紙幣を發行していたことを忘れてはならない。

加えて、明治4年2月30日付の伊達宗城大藏卿、大隅重信參議、井上馨大藏少輔、渋沢栄一大藏少丞の連名による伊藤博文宛の公書<sup>10)</sup>も、前日に届いた伊藤からの3年12月29日付の紙幣会社の創設を提唱する建議を批判するものとみなされ、伊藤と大藏省首脳との対立を示していると解釈されている。この公書では、日本とアメリカとの国情の相違を考慮すると國債証書を引き当てとした銀行券の發行については一概に望ましいとはいえないため、帰国後に改めて協議することにしたいとして伊藤からの建議への対応を明確にしないなど、慎重な姿勢が堅持されていたからである。合わせて、渋沢栄一が同日付私信<sup>11)</sup>において伊藤構想に対する大藏省内での慎重な雰囲気伝えるとともに、伊藤の独断専行に釘をさしていた背景には井上馨によるバンクオブジャパン構想があったと解釈しうることを根拠にして、伊藤と大藏省首脳とは意見対立していたとされる。ただし、渋沢の私信は「紙幣發行ノ儀ニ付テハ井上君ニモ品々御見込有之「ナショナル、バンク」發行紙幣ノ方法御同人ニ於テハ未タ逐一了解被成兼候様子」と述べるにとどまり、井上が独自の銀行構想を有するとともに、それがバンクオブジャパン構想であったとまで解釈することはできない。

10) 明治財政史編纂會編（1972b）、19頁。

11) 明治財政史編纂會編（1972b）、20～21頁。



#### 4.2 吉田清成の大蔵省任用で始まった銀行論争

さらに田中生夫氏は、明治4年4月2日付の伊達大蔵卿、大隈参議兼大輔、井上少輔および吉田太郎（清成）の連名で伊藤博文宛に送付した公書についても、伊藤が建議した紙幣会社構想を批判するとともに、正金会社つまりバンクオブジャパン構想を推進する立場をかなり鮮明にしていると解釈する。<sup>12)</sup> 確かに、この公書では次のとおり、新たに発行される不換紙幣が人民の信認を得られなくなって乖離が生じるおそれがある、あるいは通貨の安定的流通という目的の達成は困難とみられるほか、将来の兌換銀行券発行の妨げになりうるため、最善の銀行制度とはいえないとするなど、紙幣会社構想の問題点が列挙されている。しかし、兌換銀行券制度に関しては「西洋ニ普行スル「バンク」法ニ倣ヒ」と述べるにとどまり、バンクオブジャパン構想についてはとくに触れられていない。<sup>13)</sup>

今御建議ノ如ク新舊交換之後更ニ國債證書之法ヲ起シ尙又其國債ヲ引當トシ會社ヲ設ケ紙幣ヲ發行セシメ候ハ、其紙幣ハ素ト他之大蔵省紙幣ト同一ノ利タリト雖モ再三變換之上會社ヨリ發弘スルモノナレトモ人民ノ思惟決シテ同一トハ認問敷勢ヒ時價ヲ設ケテ眞貨換用之事有之候ハ必定ト被存候其上大蔵省紙幣ニ垂及シテ終ニ己己之故轍ヲ踏候儀無之トハ難申尤モ今日之紙幣ハ向後是非交換之制可相設儀ニテ一日其制アレハ其弊ハ同様トノ論モ可有之候得共其機ニ臨ミテ自然豫謀モ有之ヘキ筈ニテ今日俄然其弊害ヲ生シ候儀ニテハ窮竟如何可有之歟殊ノ右換用之制相立候テハ何レ眞貨準備ノ會社ヲ設ケ西州普通ノ「バンクノート」法ニ歸セシメ往々紙幣眞貨ノ別ナク互用之道相立候上ニテ始テ紙幣ノ實理活法ヲ得ルト可申然ルニ即今稀少ノ會社ヲシテ右紙幣發行ニ從事セシメ候ハ、他日正金會社設立ニモ差支可申尙更一步ヲ進メ細案イタシ候ハ、若シ御建議之會社發行紙幣法施行ノ上適宜ノ場合ニ相成候ハ、終ニハ苟安之念ヲ長シ自然眞貨換用法ニ刻苦從事ノ道薄ク相成候

加えて、これら明治4年2月30日付と4月2日付の2つの公書を比較すれば、2月末から4月初めまでのわずか1か月余の間で大蔵省内での紙幣会社構想に対する見解が、帰国後に改めて協議することにしたいから紙幣会社構想の問題点を列挙して最善の銀行制度とはいえないとして否定的な姿勢に転じるなど、大きく変化していたことがわかる。この間の新たな動きとしては、吉田清成の任用が挙げられる。吉田は3年冬にイギリス、アメリカ合計7年の留学を終えて帰国し、翌4年2月11日に大蔵省御用掛として任用されたのである。吉田には、アメリカでの銀行・保険業務にかかわる実務経験を買われて、大隈重信や井上馨などから紙幣銀行構想に対する意見が求められた。これに対し吉田は、金融の疎通および太政官札の銷却処分は確かに重要な経済問題ではあるが、日本が金本位制への移行を決断したことに伴い、紙幣銀行が発行する紙幣の兌換紙幣化に向けた道筋についても合わせて検討する必要があると主張したと考えられる。

吉田清成はまた、紙幣銀行構想に内在する問題、すなわち、民間の銀行が新たに発行する紙幣の価値の安定性をどのように確保するのか、新たに発行される政府不換紙幣の流通に不測の影響を及ぼすおそれはないかといった論点を指摘したと思われる。大蔵省首脳は吉田の主張を受け入れ、4月2日付公書により伊藤博文に帰国後にこれらの点について協議したいと伝達したと考えられる。実際、同公書には、吉田清成の名前が起案者として初めて登場する。それゆえ、伊藤と吉田との間で交わされた銀行制度のありようをめぐる論争は4月2日付公書から始まったといえる。

12) 田中 (1964), 233頁.

13) 明治財政史編纂會編 (1972b), 24~25頁.

### 4.3 バンクオブジャパン構想に隠された狙い

こうした大蔵省内での紙幣会社構想への慎重姿勢やバンクオブジャパン構想に対し伊藤博文は明治4年4月5日、帰国途中のサンフランシスコからニューヨーク駐在の中島信行通商正に宛てた書簡において次のとおり厳しく批判している。すなわち、「我大蔵省ノ見込ヲ以想像致候ニ全國ノ民力ニ因テ進退スルノ遠謀無之政府丈ノ會計ヲ計リ人民ノ興廢ニハ關係セサルノ策ト被臆測候」<sup>14)</sup>と述べ、正金銀行構想ないしバンクオブジャパン構想は政府財政の安定化にのみ配慮した策であり、金融の疎通を通じた殖産興業という重要な課題達成に向けた配慮に欠けるとしているのである。

以上のような書簡のやり取りを根拠として、田中生夫氏は伊藤博文と大隈重信、井上馨などの大蔵省首脳とは少なくとも伊藤が帰国する明治4年5月までの間、対立していたとみなしている。しかし、田中氏が伊藤による大蔵省首脳批判の根拠とした4月2日付公書は、4月5日時点では伊藤の手許に届いていない。加えて、2月30日付公書も郵便事情の関係で届いていない公算が高い。それゆえ、伊藤が批判の対象としたのは1月2日付の大隈・井上からの書簡にて示されたバンクオブジャパン構想であったと判断される。

大蔵省首脳は、太政官札の銷却処分および金融の疎通を図るに際しては為替会社に代わる、近代的な発券銀行を本格的に整備することが必要という点で一致していたが、銀行制度のあり方に関する意見は異なっていたとされる。その一方で、明治3年当時、彼らが一致して理解していたのはバンクオブイングランドなどヨーロッパ流の正金銀行であり、アメリカの金融制度に対する理解は十分ではなかった。それゆえ、伊藤博文はアメリカの金融制度の調査研究を目的とした渡米を願い出、裁可されたのであった。

さらにいうと、大蔵参議の職にあった大隈重信が正金銀行を範としたバンクオブジャパン構想に固執していたのであれば、わざわざ伊藤博文を渡米させる事由は見出しえない。加えて、伊藤博文と大隈、井上馨の3人は明治2年に政府が打ち出した通商司を軸とする殖産興業政策をともに策定したという経緯もあって互いの信頼は厚い。そうした関係を踏まえると、彼ら3人が銀行制度をめぐる対立関係にあったとは考え難い。それゆえ、バンクオブジャパンという言葉には、本来の意味とは異なる意図が隠されていた可能性も否定できない。この点についてはあとで詳しく論じることにする。

それでは、バンクオブジャパン構想は一体、何を意味していたのであろうか。バンクオブジャパン構想が言及された明治4年1月の大隈重信と井上馨が連名で伊藤博文に宛てた書簡は、太政官札との引換えが予定されている新紙幣のうち1円以上の高額面券の発行方法として富豪に正金銀行を創設させる案が大蔵省において検討中であり、しかるべき措置が見当たらない場合には富豪に銀行を設立させるとともに当該銀行に新紙幣を発行させ、太政官札との交換に充当するという措置の採用がありうることを連絡することを狙いとしていた。それゆえ、これに代わる措置がありうるか否かについてアメリカの事例に基づき調査研究することを改めて督促するものと捉えても、あながち間違いはないと判断される。

### 4.4 バンクオブジャパンは現代的な中央銀行を意味しない

また、バンクオブジャパンという中央銀行としての日本銀行が想起される。この点に関連して渋沢栄一は次のとおり、明治4年当時、中央銀行の設立が議論されていたと述懐しており、それがバンクオブジャパン＝中央銀行という捉え方につながったと思われる。<sup>15)</sup>

14) 明治財政史編纂會編 (1972b), 26頁.

15) 国家学会編 (1919), 320～321頁.

伊藤公ハ亞米利加式ヲ以テ日本ニ行ヒタイト云ハレタガ、丁度其頃吉田清成ト云フ人ガアツテ…（中略）…、亞米利加ノ國立銀行組織ハ完全ナルモノデナイ、英國ノ英蘭銀行ハ所謂中央銀行デアル、日本デモ先ツ中央銀行カラ設立セネバナラス、ソウデナケレバ必ズ金融ノ不一致ヲ生ズルト云フノガ吉田氏ノ説デアル。伊藤公ハ曰ク、統一モ必要デアラウケレドモ、總テ事物ハ先ツ成立シ後ニ發展シテカラ初メテ統一スルモノデアル、之ニ反シテ其頭カラ作ルト云フコトノアラウ筈ガナイ、統一ガ必要デアレバ他日自然ト一致スル故ニ、今日ハ何デモ亞米利加ニ倣フテ國立銀行制度ニシテ、之ニ依ツテ不換紙幣ヲ兌換セシムルノガ必要デアルト。

しかし、1860年代のバンクオブイングランド（イングランド銀行）は、1844年のピール銀行条例に基づきイギリスにおいて銀行券を独占的に発行する権限を付与されたものの、あくまでも民間の発券銀行であった。実際、イングランド銀行史研究家のセイヤーズは「1914年に至る約1世紀の間、イングランド銀行は20世紀中葉の用語でいう中央銀行ではなかった」<sup>16)</sup>と指摘している。このように考えると、渋沢栄一は、中央銀行という言葉は19世紀後半の世界での一般的な概念規定にしたがって、銀行券の独占的発行権限を付与された発券銀行という意味で利用していた可能性が高い。すなわち、田中生夫氏による意見対立説の根拠とされたバンクオブジャパン構想は、単にイギリス流の独占的な銀行券の発行権限を付与された銀行の創設を指すにとどまっていたのである。

この渋沢栄一の講演録は吉田清成の考え方を伝える数少ない文献でもある。すなわち、吉田は、金本位制の下での銀行制度としてはピール銀行条例に基づくイギリスのような中央集権的かつ100%準備の発券銀行制度が完全であり、<sup>17)</sup> アメリカの国法銀行制度のような不完全な制度を導入した場合、いずれ中央集権的な発券銀行に向けて制度を改変する必要がある、その際、どうしても不一致が生じる。それゆえ、日本において銀行制度を創設するに際しては当初から、新たに導入された金本位制に合わせてイングランド銀行を範とした100%準備の中央集権的あるいは独占的な発券銀行の設立を企図するべきとしたのである。

これに対し、伊藤博文は、完全な銀行制度の確立ではなく、金融の疎通と太政官札の銷却処分という当時の日本が直面していた経済問題への対応を重視した。このとき、問題になるのは金融の疎通が何を意味するかである。明治4年4月5日付中島信行宛書簡の「全國ノ民力ニ因テ進退スル」という文言を踏まえて考えると、伊藤においては、全国各地での資金融通の円滑化を通じた殖産興業の達成が目指されていたといえよう。

そうした観点からすると、イギリス流の正金銀行では中央集権的な発券銀行が1行だけ創設されるため、地方における資金融通が円滑に進むという保証はどこにもない。加えて、正金銀行は太政官札の銷却処分には何ら貢献しない。それゆえ、伊藤博文は、地方での金融の疎通を促進するためには、たとえ不完全な制度であったとしても、資金融通ニーズに合わせて地域ごとに銀行が設立可能な制度のほうが望ましいほか、太政官札の銷却処分にも資するとして、分権的なアメリカの国法銀行制度を選択したのである。

多分、これが伊藤博文および吉田清成の銀行制度のありように関する意見の相違、つまり中央集権的あるいは分権的な発券銀行のいずれが望ましいかという見解の対立の底流にある考え方である。大蔵省首脳も、そのいずれが適切か甲乙付け難かったため、伊藤の長期にわたる大阪出張を奇貨と

16) Sayers (1976), p.1.

17) 19世紀後半のイングランド銀行の勘定は発券部と銀行部に分かれ、発券部に計上された銀行券発行高は銀行部が準備として保有する銀行券を含んでおり、これを控除した流通銀行券高は19世紀後半、金準備高を常に下回っていた（アンドレアディス（1971）、347～360頁）。

して結論を先送りしていたのであろう。

#### 4.5 「帰国後協議」の意味するところ

このように伊藤博文と大蔵省首脳とは明治4年4月末までの間、田中生夫氏の主張とは異なって新たな銀行制度のありようをめぐる意見対立していなかったとした場合、明治4年2月30日付の公書で示された「日本とアメリカとの国情の相違を考慮すると国債証書を引き当てとした銀行券の発行については一概に望ましいとはいえないため、帰国後に改めて協議することにしたい」という文言や、同日付の渋沢栄一の私信により示された伊藤からの建議に対する大蔵省の慎重姿勢をどのように理解すればよいか問われる。

1つの解釈としては、高垣寅次郎氏が指摘したとおり、伊藤博文による建議だけでは判断不能ということがありうる。当時の大蔵省首脳は、渋沢栄一の述懐のとおり、「理財の智識尚浅く、公債・銀行等に関して未だ定見を有せざりしかば、其議容易に納れられざりしならん」<sup>18)</sup> だったのである。伊藤自身もそうした事態を想定して随員の吉田二郎を明治4年3月初旬に帰国させ、金本位制および紙幣銀行構想の採用を力説させた。その結果、大蔵省首脳は金本位制への移行は承認したが、紙幣会社構想についてはなお詰めるべき論点があるとして了承せず、審議熟案のため伊藤に早期帰国を促したのである。実際、大隈参議および井上少輔は4月1日付書簡にて「是非トモ吾兄ニモ速ニ御歸朝御擔當相成候様只管希望之餘前書国債證書會社發行紙幣等之儀ハ先御歸朝後之御面議ニ附シ申度」<sup>19)</sup> と述べている。

加えて、伊藤博文の建議を子細に読み込むと、次のとおり紙幣会社が担保として保有する国債に政府が年6分の利息を正貨で支払えば不換紙幣として発行された銀行紙幣も数年で正金になり、最終的には通用の紙幣はすべて兌換紙幣になるという奇妙な議論が展開されていたことがわかる。<sup>20)</sup> この論法は、伊藤、大隈重信および井上馨に共通の仇敵で重商主義的な経済観を持つ旧会計官副知事の由利公正による太政官札発行の論理に類似していたため、受け入れ難かったと考えられる。

しかし、伊藤博文が建議した紙幣会社構想は無視しえない政策提案であったため、帰国後に膝を詰めて議論するべきということでも前述のような対応になったと思われる。それゆえ、渡米中の伊藤と大隈・井上とは、通説とは異なり、とくに対立していたわけではないといえる。むしろ、高垣寅次郎氏が指摘したとおり、伊藤が構想した新たな銀行制度に関する意見交換を行っていたと解釈するほうが現実的な捉え方であると判断される。

#### 4.6 公債証書および会社紙幣製造許可からみた大蔵省の紙幣会社構想への対応

その一方で、大蔵省では、伊藤博文がニューヨークにおいて紙幣会社の運営に際し必要となる公債証書および会社紙幣の製造を自らの判断で契約している可能性を考慮して、正院の裁可を得たうえで明治4年4月2日付公書にて製造許可を与えるという異例の行動に出ていることが知られている。<sup>21)</sup> このこと自体、大蔵省においては伊藤が建議した紙幣会社構想に対し格別の抵抗感はなかったことを示唆している。

この公債証書および紙幣の製造許可については、田中生夫氏も承知している。もっとも、同氏の場合、製造許可の事実や会社紙幣が発行停止となった際には為替会社紙幣に充当する予定にあったことを述べるにとどまる。<sup>22)</sup> しかし、その折、大蔵省が正院に提出した説明資料は、4月2日付伊

18) 渋沢青淵記念財団竜門社編 (1955), 115頁。

19) 大内・土屋編 (1964), 419頁。

20) 春畝公追頌會編 (1940), 527~528頁。

21) 大内・土屋編 (1962), 139~140頁。

22) 田中 (1964), 234頁。

藤博文宛公書での立場を敷衍して、紙幣会社構想に対する同省の考え方を次のとおりきわめて明確な形で述べている。<sup>23)</sup>

然ルニ若シ足下ノ意見ニ從ヒ、官省楮幣ヲ新紙幣ニ交換スルノ後ニ於テ公債證書ヲ抵當トシテ銀行ヲ開設シ以テ紙幣ヲ發行セシメンカ、銀行ノ發行スル紙幣ハ素ト是レ本省ノ發行スル紙幣ト同視ス可キ者ナルモ今日以前已ニ再三ノ變換ヲ經テ各會社ノ之ニ類スル券票ヲ發行セル有ルカ故ニ、人民復タ銀行ノ紙幣ヲ本省ノ紙幣ニ同視セス、勢ヒ必ス之カ時價ヲ立テ以テ眞貨ト交換スルニ至リ、其ノ弊ヤ竟ニ本省ノ紙幣ニ波及シ、再ヒ已巳年間ノ覆轍ヲ踏ム有ルモ未タ知ル可カラス、蓋シ今日流通スル官省楮幣ハ將來必ス交換ノ方法ヲ設ケサルヲ得ス、而シテ其ノ方法ヲ設ケルニ當テハ、眞貨ヲ準備スル銀行ヲ創開シ、西洋ニ普行スル「バンク」法ニ倣ヒ以テ將來紙幣ト眞貨トヲ交互ニ流通セシムルニ至ラサレハ、則チ未タ紙幣ヲ發行スル眞理ト活法トヲ得タリトハ謂フ可カラス、然ルニ今マ微微タル見存ノ各會社ヲシテ漫ニ紙幣ヲ發行セシメハ、則チ他日眞貨ヲ準備スル銀行設ケルニ際シ必ス沮障ヲ致ス有ラントス、更ニ一歩ヲ進メテ之ヲ論センニ、今日若シ足下ノ意見ニ從ヒ銀行ノ紙幣ヲ發行シ人民漸ク其ノ便利ヲ曉知セハ、却テ苟安ノ念ヲ長シ、恐クハ眞貨ニ交換スルノ方圖ニカメサルニ至ラン、此等ノ數項ハ殊ニ虞慮ス可キ者ニシテ未タ遽ニ足下ノ意見ヲ贊成スル能ハサル所以ナリ、想ウニ應サニ足下必ス實地ニ研究シテ其ノ得失ヲ洞知セル有ルヘシ、果シテ然ルモ歸朝面質シ衆議ノ決定スルニ至リ公債證書并銀行紙幣ノ製造ヲ新約克府ノ證券彫刻商會ニ囑付スルモ未タ晚トシテ爲サス、我カ省ノ在ル所ハ此ノ如シ、

すなわち、伊藤博文の建議にあるように、新たに設立された銀行に太政官札との引換えで発行された公債證書を担保として正貨兌換規定のない銀行券の発行を認めた場合、太政官札が回収される一方で同額の銀行紙幣が発行されることになる。この銀行紙幣も不換紙幣であるため、太政官札と同様に国民から広く信認を得られず、額面を下回る時価での流通を余儀なくされるおそれがある。加えて、銀行紙幣の価値が実際に下落すると、政府が発行を計画している不換紙幣の流通価値にも負の影響を及ぼしかねない。そうした事態の発生は厳に避けなければならないため、紙幣会社構想には直ちに首肯できないとしたのである。

また、政府は明治2年5月に太政官札の兌換紙幣との交換を約束しており、そうした公約を達成するためにも、政府による兌換紙幣発行が中長期的な課題となっていた。それゆえ、紙幣会社についても、将来の兌換紙幣発行制度へと円滑に移行しうる仕組みとなっていることが求められる。この点、西洋流のバンクのように兌換準備の保有を義務づけることも1つの方策として検討に値する。しかし、伊藤博文の建議では、兌換銀行券への移行問題について何ら議論されていないため、その受入れに際しては移行問題に関し説得力ある解答が不可欠であり、この点については伊藤の帰国後、面談のうえ議論することにした。

以上が正院への説明資料の中で開示された大蔵省の紙幣会社構想に対する見解であり、そこには先に指摘した吉田清成の意見が色濃く反映されている。大蔵省首脳が紙幣会社構想に対してとくに懸念したのは「完全なる」兌換紙幣への移行問題であり、伊藤博文の帰国後、この問題について協議のうえ最終的な判断を下そうとしていたと考えられる。このこともまた、伊藤と大隈重信・井上馨とが対立していなかったことを示唆している。

23) 大内・土屋編（1962）、140～141頁。

## 5 三井金券銀行の設立許可をめぐる騒動と銀行論争

### 5.1 三井金券銀行の設立許可と取消し

次に検討するべき課題は、三井金券銀行の設立許可をめぐる動きである。伊藤博文は明治4年5月9日に帰国した。しかし、東京で落ち着けたのは造幣局事務に伴う大阪への長期出張が終了した8月末になってからであった。加えて、7月14日の廃藩置県に伴う政局の変動の煽りを受け、伊藤は大蔵少輔から租税頭に降格された。次いで、9月に入ると岩倉使節の欧米派遣が決まるなか、大蔵省から工部省に転じて工部大輔に任じられた。さらに、伊藤は岩倉使節の副使に任じられ、11月11日に日本を発った。このように伊藤は5月の帰国から11月の日本出発までの間、多方面で精力的に活動していた。しかし、その一方で、この時期、国立銀行制度創設に向けた動きについての言及が『伊藤博文傳』においても一切みられないなど、<sup>24)</sup> 伊藤の動静はよくわかっていない。

この間、政府は伊藤博文からの貨幣制度に関する建議を受け入れ、金本位制を導入することを決め、5月10日には新貨条例が公布された。この条例に基づき発行される新貨幣の鑄造に必要となる地金の回収業務は三井八郎右衛門および三井次郎右衛門に委ねられることになり、6月15日には兩名に新貨幣為換方の辞令が交付されるとともに、三井組に対し東京その他の地域において「真成之銀行」を設立することを慫慂する廉書が渡された。

これを受けて翌7月には三井組から大蔵省に宛てて、バンクオブイングランドを模した発券銀行（三井金券銀行）を設立したいという趣旨の新貨幣銀行願書が提出された。この願書は7月29日に裁可された。ここにおいてイギリス流の正金銀行が選択され、新たに設立される銀行制度のありようについては決着したようにみえた。しかし、この設立許可は9月2日になって突然、取り消された。許可取消しの経緯を示す文献資料としては次に掲げる渋沢栄一の9月2日付中島信行宛書簡および同5日付の付箋しか残っていないが、そこからは大蔵卿の大久保利通、井上馨、伊藤博文、上野景範や吉田清成などの間で侃々諤々の議論があったことが窺われる。<sup>25)</sup>

將來紙幣之御處置ニ付ては是非三ツ井杯ハ勿論紙幣會社爲取立申度、因テ證券ト兩様之營業ハ不都合ニ付、一旦許可相成候儀には候得共、先製造差止候方可然積にて…（中略）…兎角廟議變更多キ様にて不體裁之至ニ候ヘドモ此紙幣將來整理之目途は、工夫ニ重大之要件にて…（中略）…何分一定難致打過居、伊藤歸朝後も唯尋常談話有之候迄にて屹度決定も不致差向申進丈ハ製造位之積ニ候處此度大久保大蔵卿を始め井上・伊藤・上野・吉田・小生杯モ集會、品々評論、結局米國紙幣條例ヲ採用いたし候外無之ト相成候

別紙之通相認候處尙又議論有之會社紙幣と決定之義にも之無

すなわち、9月2日までに大蔵省首脳は、伊藤博文の意見を受け入れ、アメリカ流の紙幣会社の枠組を新たに設立される銀行制度として採用する以外に途はないと最終決定したのである。それと同時に、三井金券銀行が発行する予定にあった銀行券は製造差し止めとした。しかし、付箋の「別紙之通相認候處尙又議論有之會社紙幣と決定之義にも之無」という文言は紙幣会社を採択するという決定に対しさらに反論が展開されるなど、関係者一同すべてが了解したわけではなかったことを伝えている。この反対論者について田中生夫氏は、「右の九月二日の（大蔵卿の職にあった）大久保（利通）の日記はその反批判が吉田から提出されていることを推定させる」<sup>26)</sup>として、吉田清成

24) 春畝公追頌會編（1940）、523～623頁。

25) 日本銀行調査局編（1958）、122～123頁、124頁。

26) 田中（1964）、238頁。

が反対の立場にあったとしている。吉田が固執したのは兌換準備のあり方であり、将来の兌換銀行券発行を展望して相応の兌換準備率を課すべきと主張したと考えられる。

### 5.2 紙幣会社構想の採択を契機に生じた銀行論争

このように明治4年の銀行論争は、9月初めまでの紙幣会社構想の採否にかかわる論争とその後の兌換準備のありようにかかわる論争というように、論題を変えて2段階で行われていたと考えられる。先に指摘したように、この論争の内容を具体的に伝える文献資料は残っていない。しかし、大蔵省で国立銀行条例を起草した渋沢栄一は井上馨の回顧録である『世外侯事歴維新財政談』の中で次のように述懐している。<sup>27)</sup>

當時、今の銀行制度上の議論が大變に喧ましかつたです、伊藤さんの調べて来た、亞米利加のナショナル、バンク、アクトに據ると、吉田清成さんが英國で調べて来た、英吉利流との競争になつて、五年の春から秋頃まで、大蔵省での宿論になつて居て、始終説が區々だつた。…(中略)…私共は何方が宜いか甚だ判断に苦んで、此上は井上さんに、判断して貰う外ないと云ふので、井上さんに言ふと、「好い加減に判断して行るが宜いぢやないか」と言はれた様に覺えて居る。併し吉田さんは頻に不承知を言つて居た。それを結局井上さんが反対、私共も同説で、八月に決定して銀行を願に依つて組立てる事になつた。さう云ふ下相談の間ですから、四年に願出た三井銀行組織といふ事に就ては、指令を與へずに居つた。此方に制度が立つから、それに依つてやるが宜いぢやないかと云ふので、唯願書を其儘預つて居つた、斯う云ふ順序である。

それで大蔵省の方で、吉田さんの英吉利流儀と、伊藤さんの亞米利加で調べて来たものと、何れを採用しようかと云ふ事が、三井にはまだ分からぬで居つたけれども、大蔵省の説として、いろいろ有つた。結局、伊藤さんの調査に依ると云ふに一決して、八月に定つた。依つて四年七月に三井から出した願は引いて、さうして更に五年八月に出た国立銀行制度に依つて…(中略)…小野組も併せて願を出す。

この回顧談においてとくに重視すべきは、「大蔵省では正金銀行、紙幣会社いずれの構想に基づく銀行制度が望ましいのかという点で意見が分かれ、悩んでいた。そうしたところ、井上さんがそろそろ判断を下す時期に来たとして（吉田さんは時期尚早として承知しなかった）、8月に決定した」「伊藤さんの調査を基礎として銀行制度を創設することで一決し、8月に銀行構想が具体的に固まった。したがって、明治4年7月に三井組から提出され、同月中に許可された銀行設立願は9月に取り消された」という件である。これらは、先に掲げた三井金券銀行の設立許可をめぐる一連の動きともおおむね整合的であり、伊藤博文が建議した紙幣会社構想が井上馨の判断により採択され、それが国立銀行制度の創設につながる一方で、三井金券銀行の設立許可は取消しになったことを示している。

### 5.3 明治4年の銀行論争における真の争点

このように考えると、明治4年の銀行論争での真の争点は、アメリカ流の国法銀行制度あるいはイギリス流の正金銀行のいずれを導入するのではなく、新たな銀行制度の下で発行される銀行券は紙幣兌換、正貨兌換のいずれが望ましいかであったといえよう。この点に関連して渋沢栄一は同じく『世外侯事歴維新財政談』の中で次のように回顧している。<sup>28)</sup>

そこで三井から願を出したけれども、制度の定まらぬ前に銀行をつくられても困る。其制度は

27) 沢田編 (1978), 312~313頁.

28) 沢田編 (1978), 325~326頁.

伊藤さんが、亞米利加から調べて来たものに據るといふ事で、ほゞ井上さんはそれを調べて見ると仰しやつた。所が其時に異説が出た、其異説は吉田清成といふ人が主張者であつた。それは英吉利流儀でなければならぬ、亞米利加流儀は統一が無くていかぬから、銀行は英吉利流儀に造るのが宜からうと云ふのが、吉田の説。勿論それは尤もなんです、決して悪くはないけれども、其時の伊藤さんや、井上さんの説は亞米利加式に依つて兌換取引をしようと言ふ、不換紙幣を兌換しようと言ふのが趣意だつた。

この回顧談が示すとおり、明治4年の銀行論争において大蔵省で合意をみた方針に対しなお否定的な立場を堅持していたのは吉田清成であった。イギリス流の100%準備の銀行を設立すべきと主張し続けたのである。実際、田中生夫氏が指摘したとおり、吉田は三井金券銀行の設立許可が取り消された直後、大久保利通大蔵卿の自宅を訪問し、正金銀行構想の正当性を訴えていたことが知られている。<sup>29)</sup> これらの事実は伊藤博文が頑なに反対したとする通説に大きな疑問を投げかけており、その真偽についてはあとで詳しく検討することにしたい。仮にそうだとした場合、明治4年の銀行論争に関するわれわれの理解は根本から覆るため、再考のうえ新たな通説を構築することが求められるといえよう。

#### 5.4 三井金券銀行の設立許可に隠された狙い

その一方で、伊藤博文が三井金券銀行の設立許可を取り消すべく奔走したのは通説のとおりであり、とくに異論を挟む余地はない。問題は伊藤がなぜそのような行動を採ったのかである。この点について田中生夫氏は、伊藤が4月5日付でニューヨーク駐在の中島信行通商正宛に発出した書簡での文言を根拠として、大隈重信や井上馨が政府の財政・会計を念頭に置いて設立を許可したのに対し、伊藤は殖産興業を図るうえで金券銀行は望ましい制度ではないと考えていたためと指摘している。<sup>30)</sup>

それでは、なぜ大久保利通や井上馨は伊藤博文の反論を受け入れ、設立許可を取り消したのだろうか。伊藤が批判した政府の財政・会計を優先し過ぎということは一体、何を意味しているのだろうか。この問題については、これまでの間、ほとんど議論されておらず、田中生夫氏が「会計のことについて在官者中第一と自負した伊藤の攻撃に対して、会計の事務に暗い大久保を別とすれば、井上とともにまたは井上に代わって、三井金券銀行弁護の役割を果たしたのは吉田であろう」<sup>31)</sup>と指摘するにとどまる。それゆえ、伊藤がどのような議論を展開して取消しを求めたのかという観点から、この問題に接近することにしたい。

本稿では、三井金券銀行の設立許可は、「真成之銀行」の創設を目指したものではなく、政府による財源確保のための措置であったと考える。その際、確認すべきは明治4年当時における政府の財政状況である。当時の政府財政は経常歳出・歳入の収支尻が4年になってようやく黒字を計上するまで改善したが、その資金繰りは引き続き逼迫しており、新たな財源手段の確保が喫緊の課題となっていたのである。

実際、渋沢栄一は「だからバンク仕組とか、政府の金穀を取扱ふ方法などの端緒は、いくらか、あの時分に開かれたと云つて宜いのです」<sup>32)</sup>としている。この指摘は、政府が三井組に「真成之銀行」創設を促す廉書を交付するに至った深遠かつ隠れた思惑を示唆している。すなわち、政府は明

29) 田中 (1964), 238頁.

30) 田中 (1964), 245頁.

31) 田中 (1964), 245頁.

32) 沢田編 (1978), 310頁.



治4年6月、公金の取扱いに際しては三井組、小野組および島田組を為替方三家として同等に遇するという維新以来の慣行を破って、新貨関連の事業すべてを一括して三井組に引き受けさせることにした。そこには三井組に銀行をつくらせ、その銀行から財政資金を調達することが企図されていたのである。当然のこととして、そうした政府の思惑は、三井組はいうに及ばず、小野組および島田組にも伝えられていない。だからこそ、三井組は歓喜して小躍りした一方で、小野組および島田組は抗議を申し入れたが、聞き入れられなかったのである。<sup>33)</sup>

#### 5.5 大蔵省兌換証券の発行は伊藤博文および大隈重信が企図

三井組による新貨幣を替方の単独引受けおよび廉書の交付を裁可したのは大蔵参議の職にあった大隈重信であり、それを事務面で支えたのが井上馨と渋沢栄一であった。この事実明治4年1月の伊藤博文宛の書簡に盛り込まれたバンクオブジャパン構想を重ね合わせて、通説では、大隈および井上が正金銀行構想を支持して三井組による銀行設立を許可したと主張される。しかし、そうした捉え方は事実と反する。彼らが狙いとしていたのは、三井組などの富豪に銀行を創設させ、その銀行から資金を引き出して財政資金不足を補填することであり、「真成之銀行」をつくる意図など、毛頭なかったのである。

この間、三井金券銀行の設立許可は取り消されたが、三井組による兌換紙幣の発行を通じて財政資金の安定化を図るという当初の狙いは、大蔵省兌換証券という政府紙幣を三井組経由で発行するという形で明治4年10月に実現し、合計680万円が発行された。<sup>34)</sup> すなわち、大蔵省兌換証券の発行は「全く大蔵省の都合にして、三井組は唯其名を以て之を担任従事」するにすぎず、したがって発行額の5割と定めた兌換準備金は、これを大蔵省が用意渡すことになっている<sup>35)</sup> というように、政府主導で行われたのであった。この事実はまた、「真成之銀行」は財源確保のための方策であり、資金調達の途が開かれればよくて、政府においてはその形態は問題とされていなかったことを如実に物語っているといえよう。

三井金券銀行の設立に関連して田中生夫氏は、差出人、名宛人および日付不明の書簡での「表向ハ大久保井上ヨリ申上候得共其實大隈伊藤杯決儀之事ニテ御承知通」<sup>36)</sup> という文言に基づき、「理解に苦しむことではあるが、伊藤博文は伊藤構想と対立的な三井金券銀行の設立決議に加わっている<sup>37)</sup>」としている。問題はこの文言をどう理解するかである。この書簡の冒頭部分には、「三ツ井八郎右衛門同次郎右衛門ヨリ願立候正金兌換證券製造ノ義」と記されている。したがって、田中氏の解釈とは異なり、この書簡は明治4年10月に三井組に委託された大蔵省兌換証券の発行にかかわる経緯を示すものである。

つまり、この書簡については、当該証券は大蔵卿の大久保利通と井上馨大蔵大輔の裁可で発行されたと理解されているが、実際には大隈重信と伊藤博文が以前に企画したものであることを示唆している。この事実は、バンクオブジャパン構想は財源確保を目指したものであり、伊藤が米国出張において新たな財源措置を見出しえないときには当該構想を実施するという、本稿での明治4年1月の大隈等による伊藤宛書簡の解釈の妥当性を示していると判断される。この点に関連していうと、渋沢栄一は明治4年5月4日付の伊藤宛書簡の中で次のように述べている。<sup>38)</sup>

33) 三井銀行八十年史編纂委員会編（1957）、55頁。

34) 明治財政史編纂會編（1972a）、48～51頁。

35) 三井銀行八十年史編纂委員会編（1957）、59頁。

36) 日本銀行調査局編（1958）、129頁。

37) 田中（1964）、237頁。

38) 渋沢青淵記念財団竜門社編（1955）、115～116頁。

先頃吉田二郎御遣しに付、數件の公務詳細御示諭も有之、二郎口頭よりも更に承知仕、其後品々討論を盡し、漸過便夫々御答申上候に付、最早逐序御處分相成候事と奉存候、何分非才魯鈍、毎事不行届之至、赧然奉謝候

この書簡に関し『澁澤栄一傳記資料』は、「澁沢は伊藤と同じ見解をいただき、周旋尽力したにも拘らず、ついに省議を決することのできなかつたことを、陳謝しているように見える」と指摘している。<sup>39)</sup> これに対し高垣寅次郎氏は「これらの資料と当時の状況から推して、そこまで推論を進めることは妥当と思われぬ」として、新たな解釈が必要としている。<sup>40)</sup> 実際、この書簡では陳謝の意が表明されている一方で、澁澤栄一が何を謝っているのかがいま一つ判然としていない。しかし、これまでの検証結果から類推すると、澁沢はバンクオブジャパン構想を具体化しようとする大蔵省内の動きを阻止できなかつたことを伊藤博文に謝っていたといえる。つまり明治4年6月の三井組宛に「真成之銀行」の創設を求める廉書の発出を阻止できなかつたことを陳謝していたと考えられるのである。

### 5.6 伊藤博文による銀行設立許可への批判と許可取消し

三井金券銀行の設立許可の隠された意図を的確に理解していたのは、大隈重信、伊藤博文などごく少数の関係者だけであった。伊藤は大阪への長期出張を終え、明治4年8月29日に東京に戻った。その折、9月2日までの間に、大久保利通大蔵卿、井上馨大蔵大輔、上野大蔵少輔、澁澤栄一、吉田清成と大蔵省内で面談した際、次のように進言したと考えられる。すなわち、三井金券銀行の設立許可は政府財政の安定化にのみ配慮した愚策であり、全国各地における金融の疎通を通じた殖産興業および太政官札の銷却処分という近代銀行制度の整備にかかわる本来の目的から大きく逸脱しているため、直ちに取り消すべきである。加えて、為替会社の発行する為替会社札に対する兌換準備率が同年3月に100%にまで引き上げられたなかで三井金券銀行が発行する銀行券の準備率を100%未満にとどめた場合、広く国民的な理解が得られず、流通価値が額面を下回るおそれがあるとして、吉田が紙幣会社構想批判に際し提起した問題点をそのまま返したのではないと思われる。

伊藤博文の主張からも明らかなように、金融の疎通と殖産興業の推進および太政官札の銷却処分という近代銀行制度の導入に課せられた2つの目標を合わせて達成するという基準に照らすと、三井金券銀行の設立許可は支持しえない。それゆえ、明治4年6月に大蔵卿となった大久保利通や大蔵大輔に昇格した井上馨は伊藤の批判を受け入れざるをえず、直ちに設立許可を取り消すことにしたと判断される。それと同時に、9月2日までに大久保大蔵卿をはじめとする大蔵省首脳は紙幣会社構想に基づき新たな銀行制度に整備することを決定した。こうした意思決定過程が正しく理解されず、伊藤の頑なな反対で三井金券銀行の設立許可が覆ったという事実のみ着目し、井上馨が折れて国法銀行制度を範としてわが国における近代銀行制度が整備されたという捉え方が通説として受け入れられたといえよう。

## 6 兌換準備をめぐる論争

### 6.1 紙幣条例案における銀行券兌換規定

最後に、伊藤博文と吉田清成との間で交わされた兌換準備をめぐる論争について検証する。明治4年の銀行論争においては通常、アメリカの国法銀行が発行する紙幣は紙幣兌換であり、グリーンバックと称される不換政府紙幣と交換されると理解されている。しかし、1864年改正の全国通貨

39) 澁澤青淵記念財団竜門社編 (1955), 115~116頁。

40) 高垣 (1970), 124頁。

法では第22条、第31条において法貨兌換が規定され、金銀貨との兌換も可能とされるなど、政府紙幣だけが兌換対象とはなっていないのである。実際、伊藤博文は渡米前に翻訳した全国通貨法を帰国後に修正のうえ、同年8月以前に紙幣条例案として政府に提出していた。この条例案では、銀行券の兌換は次のように規定されている。<sup>41)</sup>

第22条：…此紙幣持參ノ人ニハ何時タリトモ正金ヲ相渡スヘキ旨ノ約定ヲ記シ

第31条：…紙幣會社ハ其發行紙幣並ニ預リ金ヲ合算シタル高ノ二割五分ハ準備金トシテ是非トモ正金ヲ以テ會社ノ庫中ニ貯ヘ置クヘシ

ちなみに、全国通貨法での文言は次のとおりである。

Sec. 22 . . . and shall also express upon their face the promise of the association receiving the same to pay on demand, attested by the signatures of the president or vice-president and cashier.

Sec. 31 . . . That every association in the cities hereinafter named shall, at all times, have on hand, in lawful money of the United States, an amount equal to at least twenty-five per centum of the aggregate amount of its notes in circulation and its deposits;

このうち第22条は額面金額での即時支払いを規定するにとどまる。そして、国法銀行の発行する銀行券の表面には“Redeemable in lawful money of the United States at United States Treasury or at the bank of issue”と記載され、金・銀貨、金・銀証書および政府紙幣（gold coin, silver coin, gold or silver certificates, or United States notes）からなる lawful money での支払いが宣言されている。しかし、紙幣条例案では lawful money が正金に変更され、「正金ヲ相渡スヘキ」となっている。第31条の紙幣発行高と預金残高合計の25%を正貨で保有することを義務づける準備率規制も紙幣条例案ではそのまま翻訳されているが、lawful money での保有が同じく正金での保有に変更されている。変更の事由は定かではないが、日本とアメリカとの間での金融経済にかかわる制度や取引慣行の相違に配慮した結果と考えられる。

要すれば、『明治財政史』での「國立銀行論者ハ其主張ニ係ル紙幣兌換主義ヲ改メテ正貨兌換ト爲スコトヲ諾シ」<sup>42)</sup>という指摘を根拠として、通説では伊藤博文は国立銀行券については政府紙幣との交換すなわち紙幣兌換を想定していたとみなしている。しかし、伊藤は部分準備ながらも正金兌換を想定していたのである。

この点に関連して伊藤博文の渡米に同行した福地源一郎は、伊藤は「資本金の2割を正金、8割を金札引換国債証書で保有することを考えていた」<sup>43)</sup>と回顧しているが、銀行券+預金で25%という先に掲げた準備率とも整合的である。つまり、太政官札の銷却処分および殖産興業資金の供給という観点からは金札引換国債の比率を引き上げるのが望ましいが、銀行券に対する国民からの信認を維持するうえでは資本金の2割は正貨で払い込む必要があると考えたのであろう。資本金の2割を正貨で払い込んだ場合、銀行の正貨準備率は最小でも25%（=20/80）となる。その結果、大蔵省首脳が懸念していた紙幣価値の不安定化という事態が発生しうる可能性は限りなく排除されるほか、兌換紙幣制度へも比較的スムーズに移行しうることも判明した。こうした事実もまた、伊藤が提案した紙幣会社構想の実現を後押ししたと判断される。

41) 高垣（1955）、203～204頁、208頁。

42) 明治財政史編纂會編（1972b）、27～28頁。

43) 日本銀行調査局編（1958）、240頁。

## 6.2 伊藤・吉田による兌換準備率をめぐる論争

その一方で、吉田清成は、この紙幣条例案に盛り込まれた兌換準備規定には「不完全である」として満足しなかった。むしろ、兌換規定の存在を梃子として反撃に転じ、25%という低い準備率では国民の信認を広く得られず、銀行券の流通価値が金貨から乖離するおそれがあるとして、イングランド銀行並みの100%ないしそれに近い水準へと引き上げを求めたと考えられる。この準備率のありようこそが、実は明治4年の銀行論争の中で最後まで残った争点である。

もっとも、兌換準備に関する最適な水準はとくになく、各国区々の水準となっている。そのため、伊藤博文と吉田清成との間で井上馨を介して間接的に議論が続いたのであろう。一方、伊藤については明治4年11月から岩倉具視を特命全権大使とする遣欧使節団の副使としての長期出張が予定されていた。そうした時間的制約を踏まえ、同年10月末までに大蔵大輔の井上が「資本金は正貨4割、金札引換国債6割」という線で断を下し、論争は決着したのである。

その際、問題となるのは、井上馨はどのような形で伊藤博文および吉田清成を説得したかである。この点に関し先行研究ではとくに言及されていないが、井上馨大蔵大輔は大蔵少輔に昇進した吉田清成との連名で明治4年12月2日付のニューヨーク駐在の中島信行通商正宛の書簡において次のとおり、兌換準備については「四五割位ニ至ラシムル様ニ致シ候」と述べている。<sup>44)</sup>

米國ノ如キ開化シタル人民ニアリテハ證書引當テ發行シタル紙幣ノ二割五分準備正金有之時ハ安堵ヲ生シ無差支様通用可候得共本朝之如キ半開未開之人民且未會聞ノ紙幣會社之義故中々以テ二割五分位之準備ニテハ引換人多クシテ其需ニ難應方ト存候間増シテ六七割位ニ至ラシムルノ積ニ有之候併シ會社ニ取りテハ公債證書ヲ引當タル上ニ六七割ノ準備ヲ備フル時ハ稍、利益少クナルハ當然ノ事故右發行紙幣之準備ヲ引除其外ノ元金ノ有高ニ應シ別ニ夫相應ノ紙幣發行相許此令ハ拾萬金アレハ拾五萬金或ハ拾六七萬ノ高ヲ相許又ハ會社創設ノ年久ニ隨ヒ其六七割ノ準備ヲ減シ四五割位ニ至ラシムル様ニ致シ候得ハ會社ニ於テ利益ヲ得ルニ至リ人民モ大ニ安心シテ其發行紙幣ヲ通用スルニ至ラン乎ト存候

すなわち、新たに発行される銀行券への人々からの信認を維持するという観点からは、銀行券発行高に対する正貨準備率をアメリカのように25%とすることは日本人の国民性を踏まえると低過ぎてできない。6～7割に引き上げれば問題は解消するが、その場合には紙幣銀行の利益が減少し、経営の健全性が害される。それゆえ、銀行券への信認維持および銀行経営の安定化という2つの観点を比較考量すると、「正貨準備は資本金の4～5割が妥当なところ」と指摘しているのである。

そして、井上馨は最終的には、伊藤博文・吉田清成が主張する正貨準備率のほぼ中間に位置する5割という水準を下回る一方で、国民が納得しうる払込比率として資本金の4割を正金で積み立てて銀行券の準備とすることを選擇したと考えられる。吉田よりも伊藤に配慮した正貨準備率という印象が得られるからである。ただし、4割という水準では吉田清成を説得するのは難しい。それゆえ、井上馨はあとで詳しく述べるように実際の正貨準備率はかなり高い水準になることを説明するとともに、大蔵少輔への昇進を提案して妥協を促したと推察される。事実、吉田は明治4年10月18日、大蔵少輔に昇進したのである。

この昇進について田中生夫氏は「和歌山藩藩政改革の経験をもって少輔となった津田は、この問題（銀行論争のこと——筆者注）には無力であったのであろう。九月一日の会合には出席さえもしていない」<sup>45)</sup>と述べ、吉田には論争での立ち回りが期待されたことを指摘している。しかし、そう

44) 明治財政史編纂會編 (1972b), 28～29頁。

45) 田中 (1964), 245頁。

した捉え方には首肯できない。論争の渦中で当事者の一方を昇進させるというのは異例の措置であり、通常ではありえない。むしろ、本稿で指摘したように、井上は論争を決着させるべく人事面で懐柔措置を講じたとするほうが実態に近いと考えられる。

### 6.3 為替会社の監督権限移管が井上馨の裁定に影響を及ぼす

このようにして井上馨は、正貨準備を資本金の4割にしたと判断される。ちなみに、資本金の4割を正貨で払い込んだ場合、銀行券発行高は最大でも資本金の6割（太政官札による払込額）に限定されるため、正貨準備率は最低でも60分の40つまり67%となり、実質的には7割に近い準備率が維持される。その一方で、吉田清成の主張に沿って正貨による資本金払込みを例えば8割とした場合、太政官札との交換で取得される金札引換公債を担保とする銀行券発行高は資本金の2割に減少するとともに6割の正貨が過剰準備となって紙幣銀行の経営安定化や金融の疎通を阻害するおそれがある。吉田としても、こうした批判に反駁できなかったため、最終的には受け入れざるをえなかったのであろう。

その一方で、先に掲げた井上馨と吉田清成との連名の12月2日付の書簡には、銀行経営の安定化にも配慮したという文言が記されている。こうした指摘は初めてのことであり、兌換準備率の最終決定に際しては金融の疎通および太政官札の銷却処分に加えて、銀行経営の安定化が重視されたことを物語っている。問題になるのはなぜ突然、銀行経営の安定化が付加されたのかである。井上などの大蔵省首脳は多分、為替会社の経営実態を初めて目の当たりにして、銀行経営の安定化という視点の重要性を認識したのでであろう。

すなわち、明治4年7月の廃藩置県に伴って通商司が廃止されるとともに、同司が担っていた為替会社に対する監督権限は大蔵省に移管された。その結果、大蔵省も為替会社の経営実態を詳細に把握できるようになるとともに、3年夏からの兌換準備率100%という規制強化措置の導入とともに経営が急速な勢いで悪化した事実を知ることになった。為替会社の多くにおいては兌換準備率100%を達成するべく、新規貸出の抑制に走り、それとともに貸出収入が減少したほか、収入ゼロの正貨保有高が増加したことから収益が大きく悪化したのである。そうした為替会社の経営状況をみるにつれ、銀行経営の安定化なくして銀行券の安定的な流通はありえないと判断したのでであろう。その意味で、廃藩置県に伴う為替会社への監督権限の大蔵省への移管が井上馨の裁定に強い影響を及ぼしたといえよう。

### 6.4 廃藩置県に伴う政局の変動と銀行論争

この間、廃藩置県前後における政局変動の煽りを受け、銀行論争の真只中で大蔵省首脳も大きく変わった。すなわち、明治4年6月末、中央集権国家の確立を目指して廃藩置県を主導した西郷隆盛に連なる大久保利通が新たに大蔵卿に就任した。その一方で、参議を兼務していた大隈重信は、大久保大蔵卿の下での大蔵大輔に降格となった。山縣有朋らの説得を受け、中央集権主義に転じた井上馨は大蔵少輔から民部大輔へと昇格した。次いで7月の廃藩置県の当日、大隈は再び参議に任じられて大蔵省を去ったほか、大隈と意見を同じくしていた伊藤博文は同月末に実施された官制改革の中で租税頭に降格された。そうしたなか、井上は大隈の後任として大蔵大輔に昇格し、金融財政を切り盛りすることになったのである。

こうした大蔵省首脳の異動が新たに設立される銀行のありように何某かの影響を及ぼした可能性は、文献資料等では確認しえないものの、否定できない。例えば、明治4年8月末における伊藤博文からの三井金庫銀行設立許可取消し要請を大蔵卿の職にあった大久保利通が素直に受け入れたのは、許可取消しを通じて大隈重信の考え方を大蔵省の行政から排除することや銀行設立に関する主導権の把握を狙いとしていたほか、大隈に心酔する伊藤博文を懐柔するためとも考えられる。

加えて、三井金庫銀行の場合、正金銀行構想を基礎としているものの、あくまでも東京に所在する民間の発券銀行にとどまるとともに全国規模での銀行券発行および金融の疎通改善が見込まれ難いなど、吉田清成が主張する中央集権的な発券銀行とはかなりの懸隔がある。一方、伊藤博文が提唱する紙幣会社では地域ごとに多数の銀行設立がされるため、金融の疎通を通じた殖産興業や全国規模での銀行券の発行にも資することが見込まれる。こうした比較考量の結果、大蔵卿の大久保利通は、新たに設立する銀行制度については伊藤が提唱した紙幣会社構想を採用することを決定したと考えられる。ただし、正金銀行構想のほうが中央集権国家と親和的であるため、同構想に固執する吉田にも配慮せざるをえないという事情もあって、最終決定は10月末まで延びたということもできよう。

さらにいうと、井上馨は伊藤博文に対しては地方分権派から中央集権派に変節したという負い目があり、明治4年9月9日付伊藤宛の書簡では「ナショナルバンクについては十分尽力する覚悟があるため、ご心配は無用」と下手に述べている。<sup>46)</sup> そうした感情が、兌換準備率については伊藤の主張に沿ったようにみえるべく5割を下回る水準に設定したことの底流を流れているといえよう。これらの議論はいずれも推測の域を出ないが、大いにありうることを考えられる。

#### 6.5 検証結果の意味するもの

これらの検証結果は、明治4年の銀行論争にかかわる通説に疑問を投げかけるとともに、むしろ次のように解釈するほうがより実態に近い可能性を示唆している。すなわち、この論争は4年8月末における三井金庫銀行への設立許可取消しを画期として、アメリカ流の紙幣銀行あるいはイギリス流の正金銀行のいずれが望ましいかという新たな銀行制度のありようをめぐるものと、アメリカ流の銀行制度を創設した際に銀行券の兌換準備としてどの程度まで正貨保有を義務づけるのが望ましいかをめぐるものに大別される。

前半の論争は主として大隈重信、井上馨と伊藤博文との間で行われ、どのような形態の銀行を設立すべきかをめぐって意見が交わされたという体裁を採っていた。しかし、実態としては富豪に設立させた銀行から財源の提供を受けることの是非、つまり政府の財源調達にかかわるものであった。ここでは大蔵卿の大久保利通や大蔵大輔に昇格した井上が伊藤の反対論を受け入れ、財源調達手段としての銀行設立が放棄された。それに合わせて、紙幣銀行構想に基づいて新たな銀行制度をつくることと決定されたのである。この間、吉田清成は伊藤宛の明治4年4月2日付公書の文案作成から論争に参加し、正金銀行構想の導入を強く主張するとともに紙幣銀行構想の問題点を指摘したのであった。

銀行論争の後半では、アメリカの国法銀行を範として設立された銀行が発行する銀行券の兌換準備率をめぐる伊藤博文と吉田清成とが対立することになった。伊藤は兌換準備率について特段のこだわりはなかった。自説に固執したのはむしろ吉田のほうであり、銀行券は100%準備の完全な兌換券とするべきであると主張した。そして、最終的には井上馨が断を下し、資本金の4割は兌換準備として正金で払い込むことになったのである。

もっとも、そうした論争自体、大蔵省内での政策論議であり、民間の識者を巻き込んで広く議論されることはなかった。加えて、議論の多くはむしろ、伊藤博文と井上馨および吉田清成と井上との間での意見表明という形で個別に行われていたと考えられる。その意味で、われわれは、大蔵省内での政策論議を銀行論争と称するとともに経済面での一大論争のように捉えるなど、過大に評価していたのかもしれない。このような検証結果を踏まえると、『明治財政史』などは、のちに総理

46) 伊藤博文関係文書研究会編（1973）、129頁。

大臣となる伊藤博文の近代銀行制度整備にかかわる功績を称えるべく、伊藤が自説を曲げなかったために国立銀行制度が創設されたことや、当初は妥協の産物として金兌換が導入されたことを強調するなど、内部的な政策論議を一大論争のように仕立て上げる方向で編纂されたといえるのではなからうか。<sup>47)</sup>

## 7 おわりに

以上のとおり、本稿では明治4年の銀行論争と称される伊藤博文と吉田清成を中心として大蔵省内で交わされた政策論議の意義や内容などについて再検討した。その結果、吉田が主張するイギリス流の正金銀行を支持する向きが多いなか、伊藤博文が自説を曲げずにアメリカ流の銀行制度の導入を強く主張したため、大蔵大輔の井上馨が伊藤案を採用するという断を下したとする通説とは異なる、次のような知見を導くことができた。

すなわち、第1に、伊藤博文と吉田清成との論争は、明治4年2月に吉田が大蔵省に任用され、4月の伊藤宛公書執筆に参加したことを契機に始まった。その際、吉田は伊藤が建議したアメリカ流の銀行制度の問題点を指摘するとともに、新たな銀行制度はイギリス流の完全な兌換銀行券を基軸とする集権的な制度として構築すべきと主張したのであった。

第2に、明治4年7月における三井金券銀行の設立許可は、大隈重信、井上馨など大蔵省首脳がイギリス流の正金銀行を支持していたためと理解されているが、そうした捉え方は必ずしも正鵠を射ていないことが判明した。伊藤博文が批判したように、三井金券銀行は政府の財源調達を主たる目的として許可されたのであり、この隠された狙いを鋭く追及されたため、大久保利通や井上らは急遽、9月初めに許可を取り消した。それに合わせて、大蔵省では新たな銀行制度をアメリカの国法銀行制度を範としてつくることにしたのである。

第3に、伊藤博文が自らの主張に固執したことは否定しえない。しかし、それは明治4年9月初めの三井金券銀行の設立許可取消しを契機として新たに設立する銀行制度としてアメリカの国法銀行制度が採択されるまでのことである。実際、伊藤自身、9月半ばに工部省に転じたこともあって、その後、とくに目立った動きはみられない。

第4に、明治4年9月以降も伊藤博文と吉田清成との論争が終了しなかったのは、吉田が引き続き銀行券はイギリス流の100%正貨兌換とするべきと主張したからである。最終的には、高率での正貨兌換の実質的な確保、大蔵少輔への昇進という井上馨による提案を受け入れて吉田が折れたため、10月末までに資本金の4割は正金で払い込むことで銀行論争は決着した。なお、井上が資本金の4割を正貨準備としたのは、日本人の国民性を踏まえて銀行券への信認維持および銀行経営の安定化に配慮したうえでの判断であったことも判明した。

第5に、これらの事実を踏まえると、明治4年5月までの間、正金銀行構想を支持する大隈重信や井上馨と紙幣会社構想を提案した伊藤博文とは対立関係にあったという田中生夫氏の説には首肯できない。加えて、同氏は明治4年の銀行論争は明治3年末から4年11月まで続いていたように理解しているが、実際には4年4月から10月末までの約6か月間で終了し、9月初め以降は吉田の100%正貨兌換要請との折り合いをつけることが主たる課題になっていた。それにもかかわらず、伊藤が自説を曲げなかったため、国立銀行制度が創設されたとされるのは、その後の日本経済の成長・発展の礎となった近代銀行制度の整備を伊藤の功績として評価することに目的があったのでは

47) 『明治財政史』が有している資料的バイアスについては古くから指摘されている。この問題については、例えば原（1977）を参照。

ないかと判断される。

問題となるのは、本稿で得られた知見と通説のいずれが明治4年の銀行論争の実際をよりの確に説明しうるか否かである。両者の基礎となる文献資料は大きく変わらない。その一方で、通説では銀行制度の整備という視点から論争を捉えているのに対し、本稿の場合、明治4年当時の日本の財政状況やアメリカの国法銀行制度の実態をも考慮に入れるなど、より広い観点から検証しているところに特色がある。その結果、本稿で得られた知見のほうが銀行論争の実相により近づくことができたのではないかと考えるが、いずれの議論がより説得的かは識者の判断に委ねることにしたい。

このほか、銀行論争の真只中で生じた廃藩置県前後の政争に起因する大蔵省首脳の変動がその後の議論に何らかの影響を及ぼした可能性は否定できない。本稿では、この点について1つの推論を提示したが、その妥当性については文献資料等により確認することが求められる。加えて、国立銀行制度に関する理解をさらに深めるためには、銀行券の発行方法と貸出との関係や国立銀行の経営実態に関する分析をもう一段進化させることが求められる。これらの問題に対する分析や検討は今後の課題としたい。

(同志社大学)

投稿受付2018年6月6日、最終稿受理2019年3月25日

#### [参考文献]

- アンドレアディス (1971) 町田義一郎・吉田啓一共訳『イングランド銀行史』日本評論社。  
 伊藤博文関係文書研究会編 (1973)『伊藤博文関係文書一』塙書房。  
 大内兵衛・土屋喬雄編 (1962)『明治前期財政経済史料集成』第2巻, 明治文献資料刊行会。  
 大内兵衛・土屋喬雄編 (1964)『明治前期財政経済史料集成』第13巻, 明治文献資料刊行会。  
 岡田俊平 (1975)『明治期通貨論争史研究』千倉書房。  
 加藤俊彦 (1957)『本邦銀行史論』東京大学出版会。  
 菅野和太郎 (1930)「国立銀行」本庄栄次郎編『明治維新経済史研究』改造社。  
 国家学会編 (1919)『明治憲政経済史論』宗高書房。  
 沢田章編 (1978)『世外侯事歴維新財政談』(下巻)原書房。  
 渋沢青洲記念財団竜門社編 (1955)『澁澤栄一傳記資料』第3巻, 渋沢栄一伝記資料刊行会。  
 春畝公追頌會編 (1940)『伊藤博文傳』(上巻)春畝公追頌會。  
 高垣寅次郎 (1955)「紙幣条例」『成城大学経済研究』第4号, 185~222頁。  
 高垣寅次郎 (1970)「ナショナル・カレンシー・アクトと国立銀行条例」『成城大学経済研究』第31号, 111~133頁。  
 田中生夫 (1964)「明治4年の銀行論争」渡辺佐平教授還暦記念論文集刊行会『金融論研究』法政大学出版会。  
 中村尚美 (1968)『大隈財政の研究』校倉書房。  
 日本銀行調査局編 (1958)『日本金融史資料明治大正編』第4巻, 東洋経済新報社。  
 日本銀行調査局編 (1956)『日本金融史資料明治大正編』第5巻, 東洋経済新報社。  
 日本史籍協會編 (1970)『大隈重信関係文書』第1巻, 東京大学出版会。  
 原朗 (1977)「財政金融」中村隆英・伊藤隆編『近代日本研究入門』東京大学出版会。  
 三井銀行八十年史編纂委員會編 (1957)『三井銀行八十年史』三井銀行。  
 明治財政史編纂會編 (1972a)『明治財政史』第12巻, 吉川弘文館。  
 明治財政史編纂會編 (1972b)『明治財政史』第13巻, 吉川弘文館。  
 吉田清成関係文書研究会編 (1993~2018)『吉田清成関係文書』思文閣出版。  
 渡辺盛衛編 (1921)『得能良介君傳』池田敬八。  
 Sayers, R. S. (1976) *Bank of England 1891-1944*, Vol. 1, Cambridge University Press.



《SUMMARY》

BANKING DEBATE IN 1871 AND NATIONAL BANK SYSTEM IN  
JAPAN

*By* YOSHIAKI SHIKANO

This paper aims at reexamining the debate in 1871 between Hirofumi Ito and Kiyonari Yoshida of the Ministry of Finance officials on whether newly established banks should be modeled after the Bank of England or the US national banks. By carefully reading related documents, we reached a counterview to the generally accepted one that the US national banks were adopted since Ito strongly argued the US model for the development of the Japanese economy. Rather, we found that it took much time to settle the debate since Yoshida repeatedly argued the adoption of the Bank of England model and that Kaoru Inoue, their senior officer, concluded the debate by adopting the US model and by placating Yoshida by promotion to a higher position.

(Doshisha University)